

ネクタイ・上着着用の通年自由化について

労働金庫連合会では、これまで、環境省からの「クールビズ」推進に向けた呼びかけに賛同し、期間を定めて夏季軽装(ノーネクタイ・ノー上着)での勤務を実施しておりました。

2020年3月31日、環境省は、2021年度以降は期間を設定して一律に呼びかけることをとりやめ、個人や各団体が気候・気温等を踏まえながら、期間に関係なく判断し、地球温暖化防止に対応していくことが重要であるとの考えを示しております。一方、労働金庫業態では、現在、労働金庫にふさわしい「組織風土」の確立として、働きやすい職場づくりと職場における自主性や創意工夫した発想等を促進するための取組みを行っております。

こうしたことから、2021年4月1日からは、役職員一人ひとりが気温や職務内容、訪問・接客対応時などTPOに合わせて、ネクタイ・上着着用を判断させていただくことといたします。

つきましては、役職員が軽装での勤務となることもございますが、本取組みにかかる皆さまのご理解をお願い申し上げます。

以上